

介護保険利用者負担額軽減制度

介護保険制度を利用されている低所得の人に対して、負担額を軽減する制度があります。

軽減制度には下記①、②の2つの種類があります。

申請されますと、審査の上、該当者に認定証(確認証)を交付します。

また、すでにこれらの軽減制度を利用している人も、お持ちの認定証(確認証)の有効期間が

①は7月31日、②は6月30日で毎年終了します。

以降も軽減の継続を希望される場合は、改めて申請の手続きが必要です。

①施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、および地域密着型介護老人福祉施設)、または短期入所生活介護利用時の食費・居住費の軽減制度

1 利用者の所得等に応じて利用者負担の段階が設けられます。

※令和3年8月から、負担限度額認定の該当要件が変わります。(下線部は令和3年8月から変更となった部分)

利用者負担の段階	該当要件		
第1段階	【共通要件】 本人・世帯全員・ 本人と同一の世帯に 属しない配偶者が 住民税非課税	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者	預貯金等が単身1,000万円 (夫婦2,000万円)以下
第2段階		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 【遺族年金※・障害年金】収入額の 合計額が80万円以下 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、 準母子年金、遺児年金を含みます。	預貯金等が単身650万円 (夫婦1,650万円)以下
第3段階①		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 【遺族年金※・障害年金】収入額の 合計額が80万円超120万円以下 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、 準母子年金、遺児年金を含みます。	預貯金等が単身550万円 (夫婦1,550万円)以下
第3段階②		合計所得金額＋課税年金収入額＋ 【遺族年金※・障害年金】収入額の 合計額が120万円超 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、 準母子年金、遺児年金を含みます。	預貯金等が単身500万円 (夫婦1,500万円)以下

施設の食費や居住費(滞在費)の負担限度額は、上記の段階に応じて、定められます。

なお、本紙中の施設サービスにおける施設とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設のことです。

2 施設の食費や居住費(滞在費)の標準的な費用(=基準費用額)は下表のとおりです。申請後、いずれかの段階に該当すると、「3 利用者負担の上限(日額)」のとおり負担となります。

施設の食費や居住費(滞在費)の基準費用額(日額)

種類	区分	日額
食費の基準費用額		1,445円
居住費等の基準費用額	ユニット型個室	2,006円
	ユニット型個室的多床室	1,668円
	従来型個室	1,668円
	(…特別養護老人ホーム、短期入所の場合)	(1,171円)
	多床室	377円
(…特別養護老人ホーム、短期入所の場合)	(855円)	

3 利用者負担の上限(日額) ※令和3年8月から、食費の負担限度額が変わります。

(※下線部は令和3年8月から変更となった部分)

利用者負担段階	食費の負担限度額		居住費の負担限度額	
第1段階	施設サービス	300円	ユニット型個室	820円
	短期入所サービス	300円	ユニット型個室的多床室	490円
第2段階	施設サービス	390円	従来型個室	490円
	短期入所サービス	<u>600円</u>	(…特別養護老人ホーム、短期入所の場合) 多床室	(320円) 0円
<u>第3段階①</u>	施設サービス	650円	ユニット型個室	1,310円
	短期入所サービス	<u>1,000円</u>	ユニット型個室的多床室	1,310円
<u>第3段階②</u>	施設サービス	<u>1,360円</u>	従来型個室	1,310円
	短期入所サービス	<u>1,300円</u>	(…特別養護老人ホーム、短期入所の場合) 多床室	(820円) 370円

- ユニット型個室 複数の居室と共同生活室によって一体的に構成され、一定の基準を満たした場所(ユニット)内にある居室
- ユニット型個室的多床室 多床室を改修してユニット型施設に転換されるなど、ユニット型個室に準じた居室
- 従来型個室 ユニット型になっていない従来型の居室
- 多床室 相部屋

注意: 本軽減を受は「介護保険負担限度額認定申請書」にて毎年申請が必要です。申請の際には必ず本人(と配偶者)の通帳の写し等(資産がわかるもの)を添付してください。通帳の写しは、銀行名・支店・口座番号・名義が分かるものと最終残高(※申請日より直近までの記帳が必要。)および定期預金の有無がけるために分かるものが必要です。

②社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

1 以下の対象者の区分において減額内容が異なります。

対象者	減額の内容
<p>住民税世帯非課税者のうち、次の要件を全て満たす人……(1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年間収入が単身世帯で150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円加算） 2. 預貯金などの額が単身世帯で350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円加算） 3. 日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がないこと 4. 負担能力のある親族などに扶養されていないこと 5. 介護保険料を滞納していないこと 	<p>(1)の対象者 社会福祉法人等が提供するサービス(※)の利用者負担（1割の自己負担分、食費、居住費等）の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）が軽減されます。</p> <p>※提供するサービスとは 訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護予防訪問介護に相当する事業、介護予防通所介護に相当する事業（彦根市では現在実施されていないサービスもあります）</p>
<p>生活保護受給者……(2)</p>	<p>(2)の対象者 社会福祉法人等が提供するサービスの居住費（滞在費）のみ全額が軽減されます。</p>

注意： 本軽減を受けるためには「利用者負担額軽減対象確認申請書（社会福祉法人等による利用者負担額の軽減措置）」にて毎年申請が必要です。申請の際には預貯金通帳の申請の前年分の収入状況と現在の残高のページと、定期預金のページのコピー（預金の有無に関係なく）を添付してください。